

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6208634号  
(P6208634)

(45) 発行日 平成29年10月4日(2017.10.4)

(24) 登録日 平成29年9月15日(2017.9.15)

(51) Int.Cl. F1  
G06Q 30/06 (2012.01) G06Q 30/06 330

請求項の数 20 (全 26 頁)

(21) 出願番号 特願2014-155782 (P2014-155782)  
(22) 出願日 平成26年7月31日(2014.7.31)  
(65) 公開番号 特開2016-33708 (P2016-33708A)  
(43) 公開日 平成28年3月10日(2016.3.10)  
審査請求日 平成28年9月8日(2016.9.8)

(73) 特許権者 306037311  
富士フイルム株式会社  
東京都港区西麻布2丁目26番30号  
(74) 代理人 100083116  
弁理士 松浦 憲三  
(72) 発明者 與那覇 誠  
東京都港区赤坂9丁目7番3号 富士フイルム株式会社内  
審査官 梅岡 信幸

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コーディネートサーバ、コーディネートシステム、及びコーディネート方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の商品に対する第2の商品のコーディネートを行うコーディネートサーバであって、

前記第1の商品の提供元が設定する、前記第1の商品との組み合わせが可能な商品に関する情報であるコーディネート条件を取得するコーディネート条件取得部と、

前記コーディネート条件に基づいて、前記第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を生成する商品群生成部と、

を備え、

前記コーディネート条件は、組み合わせに関する制限が無いことを示す無制限条件、特定の提供元が提供する商品との組み合わせの可否を示す提供元条件、及び特定のブランドの商品との組み合わせの可否を示すブランド条件のうち少なくともいずれか1つに基づいて定められるコーディネートサーバ。

【請求項2】

前記コーディネート条件取得部は、

前記第1の商品の提供元を示す提供元情報を取得し、前記提供元情報と前記提供元が設定する前記コーディネート条件とを関連付けて定める条件テーブルを参照し、前記提供元情報に基づいて前記コーディネート条件を取得する請求項1に記載のコーディネートサーバ。

【請求項3】

10

20

前記コーディネート条件取得部に接続され、前記条件テーブルを記憶する条件記憶部と、  
 前記条件記憶部に接続され、前記条件テーブルに定められる前記提供元が設定する前記コーディネート条件の書き換えを行う条件書換部と、  
 前記条件書換部に接続され、前記コーディネート条件の変更指示を受け付ける変更指示受付部と、を更に備え、  
 前記条件書換部は、前記変更指示受付部が受け付けた前記変更指示に応じて、前記条件記憶部に記憶される前記条件テーブルに定められる前記コーディネート条件を書き換える請求項 2 に記載のコーディネートサーバ。

【請求項 4】

前記第 1 の商品及び前記第 2 の商品を含む複数の商品の情報が記憶されている商品データベースを備え、  
 前記商品群生成部は、前記商品データベースに記憶されている商品の中から、前記コーディネート条件に基づいて、前記第 2 の商品の候補商品によって構成される第 1 の商品群を生成する請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載のコーディネートサーバ。

【請求項 5】

前記商品群生成部は、前記第 2 の商品の候補商品の提供元が設定する、前記第 2 の商品の候補商品との組み合わせが可能な商品に関する情報である候補商品条件に基づいて、前記第 2 の商品の候補商品によって構成される第 2 の商品群を生成する請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載のコーディネートサーバ。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載のコーディネートサーバとクライアント端末がネットワークを介して接続されているコーディネートシステムにおいて、  
 前記コーディネートサーバの前記コーディネート条件取得部は、前記クライアント端末から前記ネットワークを介して送られてくる第 1 の商品販売情報に基づいて、前記コーディネート条件を取得し、  
 前記第 1 の商品販売情報は、前記第 1 の商品を特定するための第 1 の商品特定情報と、前記コーディネート条件及び前記第 1 の商品の提供元を示す提供元情報のうち少なくとも一方とを含むコーディネートシステム。

【請求項 7】

前記クライアント端末は、  
 表示部と、  
 ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、  
 前記ネットワークを介して前記コーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、  
 前記表示部、前記入力指示受付部及び前記端末通信部に接続される端末コントローラと、  
 を備え、  
 前記クライアント端末の前記端末コントローラは、

前記端末通信部を介して、前記第 1 の商品の複数の候補商品を示す第 1 の商品候補情報を取得し、  
 前記第 1 の商品候補情報に基づいて、前記第 1 の商品の複数の候補商品の情報を前記表示部に表示させ、  
 前記入力指示受付部が受け付けた前記入力指示に基づいて、前記第 1 の商品の複数の候補商品の中からユーザによって選択される商品を前記第 1 の商品として特定し、  
 前記第 1 の商品特定情報は、前記端末コントローラによって特定された前記第 1 の商品を示す請求項 6 に記載のコーディネートシステム。

【請求項 8】

前記ネットワークには第 1 の商品提供システムが接続され、  
 前記第 1 の商品候補情報は、前記第 1 の商品提供システムから前記ネットワーク及び前

10

20

30

40

50

記端末通信部を介して前記端末コントローラに送信される請求項 7に記載のコーディネートシステム。

【請求項 9】

前記クライアント端末は、  
ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、  
前記ネットワークを介して前記コーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、

前記入力指示受付部及び前記端末通信部に接続される端末コントローラと、  
を備え、

前記クライアント端末の前記端末コントローラは、  
前記端末通信部を介して、レコメンド商品を示すレコメンド商品情報を取得し、  
前記レコメンド商品情報に基づいて、前記レコメンド商品を前記第 1 の商品として特定し、

10

前記第 1 の商品特定情報は、前記端末コントローラによって特定された前記第 1 の商品を示す請求項 6に記載のコーディネートシステム。

【請求項 10】

前記クライアント端末は、  
ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、  
前記ネットワークを介して前記コーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、

20

前記入力指示受付部及び前記端末通信部に接続される端末コントローラと、  
を備え、

前記クライアント端末の前記端末コントローラは、前記端末通信部を介して、レコメンド商品を示すレコメンド商品情報を取得し、

前記第 1 の商品特定情報は、前記レコメンド商品情報を含み、

前記コーディネートサーバの前記コーディネート条件取得部は、前記第 1 の商品特定情報に含まれる前記レコメンド商品情報が示す前記レコメンド商品を前記第 1 の商品として特定する請求項 6に記載のコーディネートシステム。

【請求項 11】

前記ネットワークには第 1 の商品提供システムが接続され、  
前記レコメンド商品情報は、前記第 1 の商品提供システムから前記ネットワーク及び前記端末通信部を介して前記端末コントローラに送信される請求項 9 又は 10に記載のコーディネートシステム。

30

【請求項 12】

前記コーディネートサーバは、  
前記ネットワークを介して前記クライアント端末との間で通信を行うシステム通信部と、

前記第 1 の商品群を構成する前記第 2 の商品の前記候補商品の商品画像を取得し、当該第 2 の商品の前記候補商品の前記商品画像を前記システム通信部及び前記ネットワークを介して前記クライアント端末に送信する画像取得部と、

40

を更に備え、

前記クライアント端末は、

表示部と、

ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、

前記ネットワークを介して前記コーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、

前記表示部、前記入力指示受付部及び前記端末通信部に接続される端末コントローラと、

、

を備え、

前記端末コントローラは、前記ネットワーク及び前記端末通信部を介して受信した前記

50

第2の商品の前記候補商品の前記商品画像を前記表示部に表示させる請求項6から11のいずれか1項に記載のコーディネートシステム。

【請求項13】

前記コーディネートサーバは、  
前記ネットワークを介して前記クライアント端末との間でデータの送受信を行うシステム通信部と、

前記第1の商品群を構成する前記第2の商品の前記候補商品の中から前記第2の商品を特定する第2の商品特定部と、

前記第2の商品特定部によって特定された前記第2の商品の商品画像を取得し、当該第2の商品の商品画像を前記システム通信部及び前記ネットワークを介して前記クライアント端末に送信する画像取得部と、

を更に備える請求項6から11のいずれか1項に記載のコーディネートシステム。

10

【請求項14】

前記クライアント端末は、  
前記ネットワークを介して前記コーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、第1の商品特定画像を読み取り可能な画像読取部と、

前記画像読取部が読み取った前記第1の商品特定画像を解析することで前記第1の商品販売情報を取得して当該前記第1の商品販売情報を前記端末通信部及び前記ネットワークを介して前記コーディネートサーバに送信する画像解析部と、

を備える請求項6に記載のコーディネートシステム。

20

【請求項15】

前記第1の商品特定画像は、QRコード(登録商標)、バーコード、又はAugmented Realityマーカに基づく画像である請求項14に記載のコーディネートシステム。

【請求項16】

前記端末コントローラは、前記第1の商品に対してコーディネートが可能であることを示すコーディネート可能画像の前記表示部における表示又は非表示を、前記コーディネート条件に応じて決定する請求項7に記載のコーディネートシステム。

【請求項17】

第1の商品に対する第2の商品のコーディネートをコーディネートサーバにより行うコーディネート方法であって、

前記第1の商品の提供元が設定する、前記第1の商品との組み合わせが可能な商品に関する情報であるコーディネート条件を、前記コーディネートサーバのコーディネート条件取得部により、取得するコーディネート条件取得ステップと、

前記コーディネート条件に基づいて、前記第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を、前記コーディネートサーバの商品群生成部により、生成する商品群生成ステップと、

を含み、

前記コーディネート条件は、組み合わせに関する制限が無いことを示す無制限条件、特定の提供元が提供する商品との組み合わせの可否を示す提供元条件、及び特定のブランドの商品との組み合わせの可否を示すブランド条件のうち少なくともいずれか1つに基づいて定められるコーディネート方法。

30

40

【請求項18】

第1の商品に対する第2の商品のコーディネートを行うコーディネートサーバであって、

前記第1の商品の提供元が設定する、前記第1の商品との組み合わせが可能な商品に関する情報であるコーディネート条件を取得するコーディネート条件取得部と、

前記コーディネート条件に基づいて、前記第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を生成する商品群生成部と、

を備え、

50

前記商品群生成部は、前記第2の商品の候補商品の提供元が設定する、前記第2の商品の候補商品との組み合わせが可能な商品に関する情報である候補商品条件に基づいて、前記第2の商品の候補商品によって構成される第2の商品群を生成するコーディネータサーバ。

【請求項19】

第1の商品に対する第2の商品のコーディネートをコーディネータサーバにより行うコーディネート方法であって、

前記第1の商品の提供元が設定する、前記第1の商品との組み合わせが可能な商品に関する情報であるコーディネート条件を、前記コーディネータサーバのコーディネート条件取得部により、取得するコーディネート条件取得ステップと、

前記コーディネート条件に基づいて、前記第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を、前記コーディネータサーバの商品群生成部により、生成する商品群生成ステップと、

を含み、

前記商品群生成ステップは、前記第2の商品の候補商品の提供元が設定する、前記第2の商品の候補商品との組み合わせが可能な商品に関する情報である候補商品条件に基づいて、前記第2の商品の候補商品によって構成される第2の商品群を生成するコーディネート方法。

【請求項20】

第1の商品に対する第2の商品のコーディネートを行うコーディネータサーバであって、

前記第1の商品の提供元が設定する、前記第1の商品との組み合わせが可能な商品に関する情報であるコーディネート条件を取得するコーディネート条件取得部と、

前記コーディネート条件に基づいて、前記第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を生成する商品群生成部と、

を備えるコーディネータサーバとクライアント端末がネットワークを介して接続されているコーディネートシステムにおいて、

前記コーディネータサーバの前記コーディネート条件取得部は、前記クライアント端末から前記ネットワークを介して送られてくる第1の商品販売情報に基づいて、前記コーディネート条件を取得し、

前記第1の商品販売情報は、前記第1の商品を特定するための第1の商品特定情報と、前記コーディネート条件及び前記第1の商品の提供元を示す提供元情報のうち少なくとも一方とを含み、

前記クライアント端末は、

表示部と、

ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、

前記ネットワークを介して前記コーディネータサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、

前記表示部、前記入力指示受付部及び前記端末通信部に接続される端末コントローラと

を備え、

前記クライアント端末の前記端末コントローラは、

前記端末通信部を介して、前記第1の商品の複数の候補商品を示す第1の商品候補情報を取得し、

前記第1の商品候補情報に基づいて、前記第1の商品の複数の候補商品の情報を前記表示部に表示させ、

前記入力指示受付部が受け付けた前記入力指示に基づいて、前記第1の商品の複数の候補商品の中からユーザによって選択される商品を前記第1の商品として特定し、

前記第1の商品特定情報は、前記端末コントローラによって特定された前記第1の商品を示し、

10

20

30

40

50

前記端末コントローラは、前記第1の商品に対してコーディネートが可能であることを示すコーディネート可能画像の前記表示部における表示又は非表示を、前記コーディネート条件に応じて決定するコーディネートシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、コーディネートサーバ、コーディネートシステム、及びコーディネート方法に関し、特に電子商取引（EC：Electronic Commerce）で扱われる商品群からコーディネート商品を検索するコーディネートサーバ、コーディネートシステム、及びコーディネート方法に関する。

10

【背景技術】

【0002】

インターネット上における電子商取引サイト（ECサイト）で服飾品等の商品を購入する際に、ユーザ（消費者）は、2種類以上の商品を調和させる組み合わせ（コーディネート）を考慮して商品を購入する場合がある。

【0003】

従来より、商品が撮影された画像（以下、「商品画像」とも呼ぶ）を電子端末上に表示させて、2以上の商品が調和するように各商品を選ぶことが行われてきた。

【0004】

また、ユーザに対して、予め設定されたお勧め商品（レコメンド商品）を提供することが行われている。

20

【0005】

例えば、特許文献1には、商品間の関連情報に基づいて、商品群からレコメンド商品を特定してユーザに提供する技術が開示されている。

【0006】

さらに、ユーザが商品群の中から所望の商品を効率的に検索することを可能にする技術が従来より考えられている。

【0007】

例えば、特許文献2には、商品が検索される際に、「ブランド」、「価格」、又は「カテゴリ」に関しての検索条件を考慮して、商品が検索される技術が開示されている。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献1】特開2008-282098号公報

【特許文献2】特開2010-39592号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

しかしながら、特許文献1及び2に記載の技術では、商品のコーディネートを行う場合に、商品の提供元（ECサイト又はサプライヤ）側の意向を反映させた検索を、ユーザに行わせることが考慮されていない。すなわち、特許文献1及び2の技術では、商品の提供元が、ユーザが行う商品の検索の範囲を制限することが考慮されていない。

40

【0010】

実際の商取引において商品の提供元は、商品の販売戦略や競合他社との関係を考慮して、ユーザが行う商品の検索を制限したいという意向を有している場合が多い。例えば、自社製品のトップスに組み合わせるボトムスの購入を考えているユーザには、自社製品のみで構成した商品群の中からボトムスを選択させたいという意向を有する提供元がいる。また、自社製品のトップスに組み合わせるボトムスの購入を考えているユーザには、自社製品及び特定のブランドの製品のみで構成された商品群の中からボトムスを選択させたいという意向を有する提供元もいる。

50

## 【0011】

特許文献1及び2に記載された技術では、商品の選択のためにユーザに提示される商品群に対して提供元の意向を反映させることができず、商品の提供元の販売戦略や要求を十分には満足させることができない。

## 【0012】

本発明はこのような事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、第1の商品に組み合わせられる第2の商品の検索において、第1の商品の提供元の意向を反映させることが可能なコーディネートサーバ、コーディネートシステム、及びコーディネート方法を提供することである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0013】

本発明の一の態様であるコーディネートサーバは、第1の商品に対する第2の商品のコーディネートを行うコーディネートサーバであって、第1の商品の提供元が設定する、第1の商品との組み合わせが可能な商品に関する情報であるコーディネート条件を取得するコーディネート条件取得部と、コーディネート条件に基づいて、第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を生成する商品群生成部と、を備える。

## 【0014】

本態様によれば、第1の商品の提供元の意向を反映した「第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群」を生成することができる。本態様では、第1の商品の提供元がコーディネート条件の設定者となってコーディネート条件を設定するため、コーディネート条件はその提供元の意向が反映されていると考えられる。コーディネート条件の設定者である第1の商品の提供元は、例えば第1の商品を扱うECサイト(サイト運営者)又はサプライヤである。また、例えば商品のコーディネートを行う場合に第1番目に選択された商品を「第1の商品」とすることができ、「第1の商品」と組み合わせられるコーディネート対象として選ばれる商品を「第2の商品」とすることができる。

## 【0015】

望ましくは、コーディネート条件は、組み合わせに関する制限が無いことを示す無制限条件、特定の提供元が提供する商品との組み合わせの可否を示す提供元条件、特定のブランドの商品との組み合わせの可否を示すブランド条件、特定の価格の商品との組み合わせの可否を示す価格条件及び商品の在庫状態を示す在庫条件のうち少なくともいずれか1つに基づいて定められる。

## 【0016】

本態様によれば、「組み合わせに関する制限が無いことを示す無制限条件」、「特定の提供元が提供する商品との組み合わせの可否を示す提供元条件」、「特定のブランドの商品との組み合わせの可否を示すブランド条件」、「特定の価格の商品との組み合わせの可否を示す価格条件」及び「商品の在庫状態を示す在庫条件」のうち少なくともいずれか1つを含むコーディネート条件に基づいて、第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群が生成される。これにより、本態様は、コーディネート条件の設定者である第1の商品の提供元の意向が反映された商品群をユーザに提供することができる。

## 【0017】

望ましくは、コーディネート条件取得部は、第1の商品の提供元を示す提供元情報を取得し、提供元情報と提供元が設定するコーディネート条件とを関連付けて定める条件テーブルを参照し、提供元情報に基づいてコーディネート条件を取得する。

## 【0018】

本態様によれば、第1の商品に関する提供元情報が取得され、この提供元情報に基づいて、条件テーブルが参照されてコーディネート条件が取得される。このように提供元情報から取得されるコーディネート条件に基づいて、第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群が生成されてもよい。

## 【0019】

望ましくは、コーディネートサーバは、コーディネート条件取得部に接続され、条件テ

10

20

30

40

50

ーブルを記憶する条件記憶部と、条件記憶部に接続され、条件テーブルに定められる提供元が設定するコーディネート条件の書き換えを行う条件書換部と、条件書換部に接続され、コーディネート条件の変更指示を受け付ける変更指示受付部と、を更に備え、条件書換部は、変更指示受付部が受け付けた変更指示に応じて、条件記憶部に記憶される条件テーブルに定められるコーディネート条件を書き換える。

【0020】

本態様によれば、変更指示受付部が受け付ける変更指示に応じてコーディネート条件が変更可能であるので、コーディネート条件の設定者である第1の商品の提供元の意向をコーディネート条件に対してより柔軟に反映させることができる。

【0021】

望ましくは、コーディネートサーバは、第1の商品及び第2の商品を含む複数の商品の情報が記憶されている商品データベースを備え、商品群生成部は、商品データベースに記憶されている商品の中から、コーディネート条件に基づいて、第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を生成する。

【0022】

本態様によれば、コーディネートサーバが商品の情報が記憶されている商品データベースを有するので、ユーザに商品データベースに記憶される商品の中から選ばれる商品を提供することができる。

【0023】

望ましくは、商品群生成部は、第2の商品の候補商品の提供元が設定する、第2の商品の候補商品との組み合わせが可能な商品に関する情報である候補商品条件に基づいて、第2の商品の候補商品によって構成される第2の商品群を生成する。

【0024】

本態様によれば、第2の候補商品の提供元が設定する候補条件に基づいて、第2の商品群が生成されるので、第2の候補商品の提供元の意向が反映された商品群をユーザに提供することができる。

【0025】

本発明の他の態様であるコーディネートシステムは、上述のコーディネートサーバとクライアント端末がネットワークを介して接続されているコーディネートシステムにおいて、コーディネートサーバのコーディネート条件取得部は、クライアント端末からネットワークを介して送られてくる第1の商品販売情報に基づいて、コーディネート条件を取得し、第1の商品販売情報は、第1の商品を特定するための第1の商品特定情報と、コーディネート条件及び第1の商品の提供元を示す提供元情報のうち少なくとも一方を含む。

【0026】

本態様によれば、クライアント端末から送られてくる第1の商品販売情報に基づいてコーディネート条件が取得され、そのコーディネート条件に基づいて生成された第1の商品群がユーザに提供される。このように、本態様では、クライアント端末からの情報を基にコーディネートサーバで第1の商品群が生成され、その商品群をユーザに提供することができる。

【0027】

望ましくは、クライアント端末は、表示部と、ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、ネットワークを介してコーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、表示部、入力指示受付部及び端末通信部に接続される端末コントローラと、を備え、クライアント端末の端末コントローラは、端末通信部を介して、第1の商品の複数の候補商品を示す第1の商品候補情報を取得し、第1の商品候補情報に基づいて、第1の商品の複数の候補商品の情報を表示部に表示させ、入力指示受付部が受け付けた入力指示に基づいて、第1の商品の複数の候補商品の中からユーザによって選択される商品を第1の商品として特定し、第1の商品特定情報は、端末コントローラによって特定された第1の商品を示す。

【0028】

10

20

30

40

50

本態様によれば、クライアント端末においてユーザにより第1の商品が特定され、特定された第1の商品に基づく第1の商品販売情報がコーディネートサーバに送信される。これにより、本態様は、クライアント端末においてユーザが選択及び特定した第1の商品に基づいて生成された「第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群」をユーザに提供することができる。

【0029】

望ましくは、ネットワークには第1の商品提供システムが接続され、第1の商品候補情報は、第1の商品提供システムからネットワーク及び端末通信部を介して端末コントローラに送信される。

【0030】

本態様によれば、第1の商品候補情報が第1の商品提供システムから提供されるので、第1の商品提供システムに保持されている第1の商品群の中から第1の商品をユーザに選択させることができる。

【0031】

望ましくは、クライアント端末は、ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、ネットワークを介してコーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、入力指示受付部及び端末通信部に接続される端末コントローラと、を備え、クライアント端末の端末コントローラは、端末通信部を介して、レコメンド商品を示すレコメンド商品情報を取得し、レコメンド商品情報に基づいて、レコメンド商品を第1の商品として特定し、第1の商品特定情報は、端末コントローラによって特定された第1の商品を示す。

【0032】

本態様によれば、クライアント端末において、レコメンド商品が第1の商品として特定され、特定された第1の商品に基づく第1の商品販売情報がコーディネートサーバに送信される。これにより、本態様は、第1の商品（レコメンド商品）に基づいて生成された「第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群」をユーザに提供することができる。

【0033】

望ましくは、クライアント端末は、ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、ネットワークを介してコーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、入力指示受付部及び端末通信部に接続される端末コントローラと、を備え、クライアント端末の端末コントローラは、端末通信部を介して、レコメンド商品を示すレコメンド商品情報を取得し、第1の商品特定情報は、レコメンド商品情報を含み、コーディネートサーバのコーディネート条件取得部は、第1の商品特定情報に含まれるレコメンド商品情報が示すレコメンド商品を第1の商品として特定する。

【0034】

本態様によれば、コーディネートサーバにおいて、レコメンド商品が第1の商品として特定され、特定された第1の商品に基づいてコーディネート条件が取得され、そのコーディネート条件に基づいて第1の商品群が生成される。これにより、本態様は、コーディネートサーバにおいて特定された第1の商品（レコメンド商品）に基づいて生成された「第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群」をユーザに提供することができる。

【0035】

望ましくは、ネットワークには第1の商品提供システムが接続され、レコメンド商品情報は、第1の商品提供システムからネットワーク及び端末通信部を介して端末コントローラに送信される。

【0036】

本態様によれば、レコメンド商品情報が第1の商品提供システムから送信されるので、第1の商品提供システムが有するレコメンド商品情報に基づいて、第1の商品が選択される。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 3 7 】

望ましくは、コーディネートサーバは、ネットワークを介してクライアント端末との間で通信を行うシステム通信部と、第1の商品群を構成する第2の商品の候補商品の商品画像を取得し、第2の商品の候補商品の商品画像をシステム通信部及びネットワークを介してクライアント端末に送信する画像取得部と、を更に備え、クライアント端末は、表示部と、ユーザからの入力指示を受け付ける入力指示受付部と、ネットワークを介してコーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、表示部、入力指示受付部及び端末通信部に接続される端末コントローラと、を備え、端末コントローラは、ネットワーク及び端末通信部を介して受信した第2の商品の候補商品の商品画像を表示部に表示させる。

10

## 【 0 0 3 8 】

本態様によれば、コーディネートサーバにより生成された第2の商品の候補商品から構成される第1の商品群の商品画像がクライアント端末の表示部に表示される。これにより、本態様は、クライアント端末において、第2の商品の候補商品の商品画像をユーザに提供することができる。

## 【 0 0 3 9 】

望ましくは、コーディネートサーバは、ネットワークを介してクライアント端末との間でデータの送受信を行うシステム通信部と、第1の商品群を構成する第2の商品の候補商品の中から第2の商品を特定する第2の商品特定部と、第2の商品特定部によって特定された第2の商品の商品画像を取得し、第2の商品の商品画像をシステム通信部及びネットワークを介してクライアント端末に送信する画像取得部と、を更に備える。

20

## 【 0 0 4 0 】

本態様によれば、コーディネートサーバにおいて第2の商品が特定され、ユーザ端末には特定された第2の商品の商品画像が送信される。これにより、本態様は、ユーザに対してコーディネート条件に応じた第2の商品を提供することができる。

## 【 0 0 4 1 】

望ましくは、クライアント端末は、ネットワークを介してコーディネートサーバとの間でデータの送受信を行う端末通信部と、第1の商品特定画像を読み取り可能な画像読取部と、画像読取部が読み取った第1の商品特定画像を解析することで第1の商品販売情報を取得して第1の商品販売情報を端末通信部及びネットワークを介してコーディネートサーバに送信する画像解析部と、を備える。

30

## 【 0 0 4 2 】

本態様によれば、クライアント端末において、第1の商品特定画像が読み取られ、読み取られた第1の商品特定画像に基づいて第1の商品販売情報が取得され、コーディネートサーバに第1の商品販売情報が送信される。これにより、本態様は、第1の商品特定画像を利用して第1の商品を特定するコーディネートを行うことを実現することができる。なお、「第1の商品特定画像」とは、画像が読み取られることにより第1の商品を特定することができる画像である。

## 【 0 0 4 3 】

望ましくは、第1の商品特定画像は、QRコード（登録商標）、バーコード、又はAugmented Realityマーカに基づく画像である。

40

## 【 0 0 4 4 】

本態様によれば、QRコード（登録商標）、バーコード、又はAugmented Realityマーカにより第1の商品販売情報が取得される。

## 【 0 0 4 5 】

望ましくは、端末コントローラは、第1の商品に対してコーディネートが可能であることを示すコーディネート可能画像の表示部における表示又は非表示を、コーディネート条件に応じて決定する。

## 【 0 0 4 6 】

本態様によれば、コーディネート可能画像の表示又は非表示が切り替えられ、ユーザへ

50

のコーディネートに関するサービスの提供を制御することが可能である。

【0047】

本発明の他の態様であるコーディネート方法は、第1の商品に対する第2の商品のコーディネートを行うコーディネート方法であって、第1の商品の提供元が設定する、第1の商品との組み合わせが可能な商品に関する情報であるコーディネート条件を取得するコーディネート条件取得ステップと、コーディネート条件に基づいて、第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を生成する商品群生成ステップと、を含む。

【発明の効果】

【0048】

本発明によれば、コーディネート条件が第1の商品の提供元によって設定され、そのコーディネート条件に基づいて、第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群が生成される。したがって、第1の商品に組み合わされる第2の商品の検索において、第1の商品の提供元の意向を的確に反映させることができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0049】

【図1】コーディネートシステムの概念図である。

【図2】コーディネートサーバの機能構成例を示すブロック図である。

【図3】コーディネート条件テーブルに関するデータ構造の概念図である。

【図4】商品に関するデータのデータ構造の概念図である。

【図5】感性空間及び物理計測空間の関係を示す概念図である。

20

【図6】コーディネート条件テーブルに関するデータ構造の概念図である。

【図7】クライアント端末の外観を示す概念図である。

【図8】クライアント端末の表示部にコーディネートルームが表示されていることを示す概念図である。

【図9】クライアント端末の機能構成例を示すブロック図である。

【図10】コーディネートシステムの動作を示すフロー図である。

【図11】コーディネートシステムの動作を示すフロー図である。

【図12】コーディネートシステムの動作を示すフロー図である。

【図13】コーディネートシステムの動作を示すフロー図である。

【図14】コーディネートサーバの機能構成例を示すブロック図である。

30

【図15】コーディネートシステムの動作フロー図である。

【図16】クライアント端末の機能構成例を示すブロック図である。

【発明を実施するための形態】

【0050】

以下、添付図面に従って本発明に係るコーディネートサーバ、コーディネートシステム、及びコーディネート方法の具体的な実施の形態について説明する。以下の実施形態では「服飾品、特に衣服」を商品とする例について説明するが、これに限定されず、他の任意の商品に関してコーディネートする場合も本発明は適用される。

【0051】

図1は、本発明に係るコーディネートシステム1の概念図である。本実施形態に係るコーディネートシステム1は、コーディネートサーバ10と、複数の一般消費者（ユーザ）のクライアント端末11と、複数の電子商取引サイト（ECサイト）（第1の商品提供システム）EC0～ECnとがインターネット等のネットワーク12を介して接続されて構成される。

40

【0052】

コーディネートサーバ10は、コーディネートシステム1におけるサーバに相当し、クライアント端末11は、コーディネートシステム1におけるクライアントに相当する。また、ECサイトは、コーディネートシステム1におけるサーバに相当する。コーディネートサーバ10は、2以上の商品を適宜組み合わせた（コーディネートした）商品であるコーディネート商品をユーザに提案したり、ECサイトEC0～ECnが取り扱っている商

50

品をユーザに紹介するサービスを行い、ECサイトEC0～ECnの事業者からサービスに対する報酬を受け取るアフィリエイトサイトを提供する。

【0053】

クライアント端末11は、ユーザが服飾品等の商品（コーディネート商品を含む）を検索する際に操作する端末であり、例えばスマートフォン、タブレットデバイス等のポータブル端末やパソコンなどの形態をとりうる。

【0054】

ECサイトEC0～ECnは、商品に関する情報（例えば、商品画像、ブランド、在庫、価格、サイズ、レコメンド商品（お勧め商品）、及び購買情報等）をコーディネートサーバ10に提供したり、コーディネートサーバ10を経由してアクセスしたクライアント端末11に対して、又はコーディネートサーバ10を経由せずにアクセスしたクライアント端末11に対して、ECサイトが取り扱っている商品に関する情報を提供する機能を備える。また、ネットワーク12には、図1に示すように複数のECサイトが接続されてもよいし、単数のECサイトが接続されてもよい。

10

【0055】

（第1実施形態）

本発明の第1実施形態に関して説明をする。

【0056】

図2は、コーディネートシステム1のコーディネートサーバ10の機能構成例を示すブロック図である。

20

【0057】

コーディネートサーバ10は、主にサーバ外部入出力部（システム通信部）23、変更指示受付部34、コーディネート条件取得部25、条件記憶部38（条件書換部35及びコーディネート条件データベース（コーディネート条件DB）37）、商品群生成部27、画像取得部29、及び商品データベース（商品DB）33を有する。なお、サーバ外部入出力部23はサーバ送信部21及びサーバ受信部22を備える。

【0058】

コーディネート条件取得部25はコーディネート条件を取得する。ここで、コーディネート条件とは、第2の商品の候補商品から構成される第1の商品群が生成する場合に参照される条件であり、第2の商品の候補商品の選択を制限しうる。

30

【0059】

コーディネート条件取得部25は、コーディネート条件をクライアント端末11から直接取得した場合には、取得したコーディネート条件を商品群生成部27に送信する。コーディネート条件取得部25がサーバ受信部22を介してクライアント端末11から直に取得するコーディネート条件は、例えば以下のものが想定される。第1の商品の提供元がA社であった場合には、例えば「A社の取り扱い商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」、「A社、B社、及びC社の取り扱い商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」、「A社の取り扱い商品、ブランドの商品、及びブランドの商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」、「A社の取り扱い商品、及び特定の価格帯の商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」、「A社の取り扱い商品、及び特定の在庫数以上の商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」、或いは「全ての商品が第2の商品の候補商品とすることが可能（但し、少なくとも1つの商品はA社取り扱い商品を含む）」という条件をコーディネート条件としうる。

40

【0060】

また、コーディネート条件取得部25は、提供元情報を取得した場合には、コーディネート条件データベース37からコーディネート条件を取得する。ここで、提供元情報とは第1の商品の提供元を特定することができる情報であれば特に限定されず、例えば、提供元に割り当てられる識別番号や提供元の名称を提供元情報とすることができる。

【0061】

図3は、コーディネート条件データベース37に記憶されるコーディネート条件テーブ

50

ルに関するデータ構造の概念図である。コーディネート条件取得部25は、コーディネート条件データベース37に記憶されているコーディネート条件テーブルを参照し、コーディネート条件を取得することができる。図3に示すように、コーディネート条件テーブルが定めるコーディネート条件には、組み合わせに関する制限が無いことを示す「無制限条件」、特定の提供元が提供する商品との組み合わせの可否を示す「提供元条件」、特定のブランドの商品との組み合わせの可否を示す「ブランド条件」、特定の価格の商品との組み合わせの可否を示す「価格条件」、及び商品の在庫状態を示す「在庫条件」が含まれ、各条件が提供元情報に関連づけられている。

#### 【0062】

すなわち、コーディネート条件取得部25が「第1の商品はA社サイトでの取り扱い商品」という提供元情報を取得した場合には、図3のコーディネート条件テーブルでは全ての条件に関して「無し」となっているので、コーディネート条件取得部25は、「(第1の商品と同じ提供元である)A社の取り扱い商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」というコーディネート条件を取得する。また、コーディネート条件取得部25が「第1の商品はB社サイトでの取り扱い商品」という提供元情報を取得した場合には、図3のコーディネート条件テーブルでは提供元条件に関して「D社」となっているので、コーディネート条件取得部25は、「B社取り扱い商品及びD社取り扱い商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」というコーディネート条件を取得する。

#### 【0063】

また、コーディネート条件取得部25が「第1の商品はC社サイトでの取り扱い商品」という提供元情報を取得した場合には、コーディネート条件取得部25は、図3のコーディネート条件テーブルでは無制限条件に関して「有り」となっているので、「全ての商品を第2の商品の候補商品とすることが可能」というコーディネート条件を取得する。また、コーディネート条件取得部25が「第1の商品はD社サイトでの取り扱い商品」という提供元情報を取得した場合には、コーディネート条件取得部25は、図3のコーディネート条件テーブルでは、提供元条件に関して「B社」となっており、ブランド条件に関して「ブランド 及びブランド 」となっており、価格条件に関して「5000円以下」となっているので、「D社取り扱い商品、B社取り扱い商品、ブランド の商品、ブランド の商品、及び5000円以下の商品を第2の商品の候補商品とすることが可能」というコーディネート条件を取得する。また、コーディネート条件取得部25が「第1の商品はB社での取り扱い商品」という提供元情報を第1の商品特定画像であるQRコード(商標登録)を介して取得した場合には、図3のコーディネート条件テーブルでは全ての条件に関して「無し」となっているので、「B社取り扱い商品のみ第2の商品の候補商品とすることが可能」というコーディネート条件を取得する。なお、QRコード(登録商標)を介して情報が取得される場合については、後で説明する。なお、図3の場合には、コーディネート条件テーブルに記載されている条件(集合)を和集合として説明したが、これに限定されるものではない。例えば、積集合となる条件(集合)をコーディネート条件テーブルに記載してもよい。また、コーディネート条件データベースには、後述する候補商品条件を有していてもよい。

#### 【0064】

商品群生成部27(図2を参照)は、商品データベース33に接続されており、第2の商品の候補商品によって構成される第1の商品群を生成する。具体的には、商品群生成部27は、コーディネート条件取得部25からコーディネート条件を取得し、商品データベース33に記憶されている商品の中からコーディネート条件を満たす商品を第2の商品の候補商品として選択することにより、第1の商品群を生成する。

#### 【0065】

さらに、商品群生成部27は、第2の商品の候補商品の提供元が設定する第2の商品の候補商品との組み合わせが可能な商品に関する情報(候補商品条件)に基づいて、第2の商品群を生成してもよい。すなわち、第2の商品の候補商品の提供元が図3に示すような商品の組み合わせが可能な商品に関する情報(候補商品条件)を設定し、候補商品条件と

10

20

30

40

50

コーディネート条件に基づいて第2の商品群が生成されてもよい。具体的には、第1の商品がトップス（提供元はB社）であり第2の商品がボトムスである場合には、トップスの提供元であるB社が設定するコーディネート条件を満たし、且つ、ボトムスの提供元が設定する候補商品条件を満たすボトムスが商品群生成部27に選択される。図3に示したコーディネート条件が候補商品条件でもあるとすると、B社製品はD社製品と組み合わせ（コーディネート）が可能であり、D社製品もB社製品と組み合わせ（コーディネート）が可能であるので、D社製品のボトムスが第2の候補商品として選択される。なお、例えば、候補商品条件は、商品群生成部27によりコーディネート条件データベース37から取得される。

**【0066】**

また、コーディネートが3つの商品以上で行われる場合にも上述したように、商品群生成部27は第2の商品群を生成してもよい。すなわち、コーディネートされる各商品の提供元が設定する各条件（コーディネート条件及び候補商品条件）を全て満たす商品により商品群が構成されてもよい。なお、候補商品条件とは、コーディネート条件と同様に組み合わせが可能な商品に関する条件であるが、必ずしもコーディネート条件と候補商品条件とは一致してもよいし一致していなくてもよい。例えば、候補商品条件は、コーディネート条件よりも制限が緩和された条件であってもよい。

**【0067】**

図4は、商品データベース33に保存される商品に関するデータのデータ構造概念図である。商品データベース33には、第1の商品及び第2の商品を含む複数の商品の情報が記憶されている。また、商品データベース33に記憶される商品に関するデータ（情報）は、例えば、単数又は複数のECサイトから取得してもよい。商品データベース33が複数のECサイトから商品に関するデータを取得すると、EC間を横断した商品の選択をユーザに提供できる。

**【0068】**

図4に示すように、商品データベース33には商品情報として、「商品ID」、「カテゴリ」、「商品画像」、「デザイン特徴量」、「ECサイト」、「ブランド」、「在庫」、「サイズ」、及び「価格」に関する情報が登録されている。ここで、「商品ID」は各商品に対して固有の識別情報であり、同じ商品であっても提供元（サプライヤ、ECサイト、販売店）が異なれば異なる商品IDが付与されてもよい。したがって、商品IDにより、商品がどこの提供元から提供されているかを認識することができる場合もある。

**【0069】**

「カテゴリ」とは商品のカテゴリであり、カテゴリの例として、トップス、パンツ（ボトムス）、帽子、靴等があり、他の商品と組み合わせる（コーディネートする）際に有用な情報となる。「商品画像」は、商品が撮影された画像のデータである。

**【0070】**

「デザイン特徴量」は、例えば、商品画像の物理量（商品の色に関する情報、商品の柄に関する情報、商品の形に関する情報、及び商品の質感に関する情報）及び物理量と関連付けられた感性語を有する。商品画像を画像解析して得られる「色」に関する情報はH（色相）、S（彩度）、及びV（明度）やRGB（赤、緑、青）によって表される。

**【0071】**

「柄」に関するデザイン特徴量は、例えば柄サイズや柄密度によって表される。柄サイズは商品が有する柄のサイズであり、例えば面積で表される。また、柄密度は、ある一定の範囲にどれだけ柄が密集して配置されているかが示されており、例えば「密度が高い」や「密度が低い」等で表される。

**【0072】**

「形」に関する情報とは、商品の特徴的な形又は商品を識別することが可能となる形に関する情報のことである。形に関する情報は、例えば、襟の形状や、細身、又はゆったり等の情報である。「質感」に関する情報は、例えば光沢度や透け度等であり、商品画像を画像解析することによって得られる情報である。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 7 3 】

次に物理量と関連付けられた感性語に関する情報に関して説明する。まず、物理量と感性語との関係に関して説明する。

## 【 0 0 7 4 】

図5は、感性空間40及び物理計測空間42の関係を示す概念図である。物理計測空間42から感性空間40への変換は変換テーブルTによって行われる。すなわち、変換テーブルTは、感性空間40における領域(以下「感性領域44」と表記する)に対応する物理計測空間42における領域(以下「物理量領域46」と表記する)を規定する。図5に示すように、感性空間40において感性語毎に割り当てられる感性領域44があり、各感性領域44に関し、物理計測空間42において対応する物理量領域46がある。図5に示す例では、ある感性語が感性領域44aを占める場合、色のデザイン特徴量、柄のデザイン特徴量及び質感のデザイン特徴量に関する物理計測空間42における特定の物理量領域46がその感性領域44aに対応付けられている(図5の斜線部参照)。

10

## 【 0 0 7 5 】

変換テーブルTは、この感性空間40において表される感性領域44と、物理計測空間42において表される物理量領域46との関連付けを規定するものであり、感性空間40上のデータを物理計測空間42上のデータに変換するために使用される。

## 【 0 0 7 6 】

尚、図5に示す例では、「RGB(赤緑青)データによって規定される色特徴量」、「柄密度及び柄サイズによって規定される柄特徴量」及び「光沢度及び透け度によって規定される質感特徴量」が物理計測空間42における物理量領域46を定める基準として用いられているが、これらに限定されない。

20

## 【 0 0 7 7 】

上述したように商品画像の物理量に関連付けられた感性語に関する情報が商品データベース33には登録されている。すなわち、商品データベース33には、商品画像から画像解析によって得られる物理量から、変換テーブルTを使用して求められる感性語が商品毎に登録されている。

## 【 0 0 7 8 】

図4に戻って、商品データベース33には、さらに商品についての「ECサイト(店舗)」、「ブランド」、「在庫」、「サイズ」、及び「価格」が登録されている。なお、商品情報は図4に示したものに限定されず、商品に関する他の様々な情報が商品情報として商品データベース33に登録されてもよい。

30

## 【 0 0 7 9 】

画像取得部29(図2を参照)は、商品群生成部27により生成された第2の商品の候補商品により構成される第1の商品群の画像を取得する。そして、画像取得部29は、取得した第2の商品の候補商品の画像を、サーバ送信部21を介してクライアント端末11に送信する。例えば、画像取得部29は、商品群生成部27により取得した第2の商品の候補商品の商品IDに基づいて、商品データベース33に記憶されている商品画像を取得する。その後、画像取得部29は、サーバ送信部21を介してクライアント端末11に、取得した商品画像を送信する。

40

## 【 0 0 8 0 】

変更指示受付部34は、コーディネート条件の変更指示を受け付ける。具体的には、変更指示受付部34は、クライアント端末11又はECサイト(第1の商品提供システム)から送信されるコーディネート条件の変更指示を、サーバ受信部22を介して受け付ける。そして、変更指示受付部34は、受け付けたコーディネート条件の変更指示を条件書換部35に送信する。

## 【 0 0 8 1 】

条件書換部35は、送られてきたコーディネート条件の変更指示に基づいて、コーディネート条件データベース37に記憶されているコーディネート条件を書き換える。例えば、条件書換部35は、図3で説明を行ったA社のコーディネート条件を図6に示すような

50

条件に書き換える。すなわち、条件書換部 35 は、変更指示受付部 34 から送られてくる変更指示に基づいて「第 1 の商品は A 社サイトでの取り扱い商品」のコーディネート条件を「A 社取り扱い商品、ブランドの商品、ブランドの商品、及び 20000 円以上の商品を第 2 の商品の候補商品とすることが可能」に変更する。また、条件書換部 35 は、ある一定の期間はコーディネート条件を変更し、その期間が過ぎたらコーディネート条件を元に戻すこともできる。

【0082】

次に、クライアント端末 11 に関して説明する。

【0083】

図 7 は、クライアント端末 11 の外観を示す概念図である。クライアント端末 11 は、前面に表示部 67 を備え、表示部 67 にはタッチパネルが併せて設置されている。タッチパネルは端末受付部 60 (図 9 を参照) として機能する。

10

【0084】

表示部 67 には、第 1 の商品の商品画像 71 又は第 1 の商品の候補商品の商品画像 70 が表示される。例えば、表示部 67 には第 1 の商品の候補商品の商品画像 70 が複数表示可能であり、その複数の第 1 の商品の候補商品の商品画像 70 をユーザが参照し、第 1 の商品の候補商品の中から第 1 の商品がユーザによって特定される。また、表示部 67 には、第 1 の商品が特定されると第 1 の商品の商品画像 71 が表示される。

【0085】

また、表示部 67 には、特定された第 1 の商品に対してコーディネートが可能であることを示すコーディネート可能画像 72 が表示される。コーディネート可能画像 72 がタッチパネル(端末受付部 60)を介してユーザにより選択されると、クライアント端末 11 からコーディネートサーバ 10 に第 1 の商品販売情報が送信される。なお、コーディネート可能画像 72 の表示及び非表示の決定は端末コントローラ 68 により決定され、第 1 の商品のコーディネート条件によっては、コーディネート可能画像 72 を表示部 67 に表示せずに、第 1 の商品が他の商品とコーディネートされることを防ぐ(ブロックする)ことができる。ここで、「第 1 の商品販売情報」は、第 1 の商品を特定するための「第 1 の商品特定情報」を含み、さらに「コーディネート条件」及び「第 1 の商品の提供元を示す提供元情報」のうち少なくとも一方を含む。

20

【0086】

図 8 は、クライアント端末 11 の表示部 67 にコーディネートルームが表示されていることを示す概念図である。コーディネートルームでは、表示部 67 に第 1 の商品の商品画像 71 と第 2 の商品の商品画像 74 とが並べて表示され、ユーザは表示部 67 の表示を確認することで第 1 の商品と第 2 の商品との調和を検討することができる。なお、コーディネートルームの表示形態は図 8 に示されたものに限定されるものではない。

30

【0087】

図 9 は、クライアント端末 11 の機能構成例を示すブロック図である。

【0088】

本例のクライアント端末 11 は、主に端末受付部(入力指示受付部)60、端末外部入出力部(端末通信部)63、表示制御部 65、表示部 67 及び端末コントローラ 68 を有する。なお、端末外部入出力部 63 は、端末送信部 61 及び端末受信部 62 を備える。

40

【0089】

端末受付部 60 は、クライアント端末 11 におけるユーザ操作に関するデータを受け付ける。ここで、ユーザ操作とは、クライアント端末 11 を使ってユーザにより行われる操作の全てを意味する。したがってユーザ操作は、例えば、第 1 の商品の選択のための操作及び第 2 の商品の選択のための操作を含む。また、ユーザ操作は、商品の注文操作、複数の商品の組み合わせを行うコーディネート操作、商品のお気に入りへの登録操作、商品の詳細情報の閲覧操作、商品の高評価を示す操作、他人への推薦操作、及びショッピングカートへの登録操作を含む。

【0090】

50

クライアント端末 11 がスマートフォン等のポータブル端末の場合、クライアント端末 11 に設けられたボタン類やタッチパネルを端末受付部 60 として利用することが可能である。ユーザは、端末受付部 60 を介して任意の手法でデータ類を入力可能であり、データ類を端末受付部 60 に直接入力してもよいし、表示部 67 に表示される複数の候補の中から 1 以上の所望のデータ類を端末受付部 60 を使って選択することで入力してもよい。

【0091】

端末外部入出力部 63 は、ネットワーク 12 を介してコーディネートサーバ 10 及び EC サイト EC0 ~ ECn に接続され、コーディネートサーバ 10 及び EC サイト EC0 ~ ECn とデータ（情報）の送受信を行うことができる。なお、端末外部入出力部 63 は、データを受信する端末受信部 62 及びデータを送信する端末送信部 61 を備える。

10

【0092】

表示制御部 65 は、表示部 67 の表示全般をコントロールする。例えば、表示制御部 65 は、端末受信部 62 が受信した第 1 の商品の候補商品の商品画像、第 1 の商品の商品画像、第 2 の商品の候補商品の商品画像、及び第 2 の商品の商品画像を表示部 67 に表示させる。

【0093】

端末コントローラ 68 は、端末外部入出力部 63（端末送信部 61 及び端末受信部 62）、端末受付部 60 及び表示制御部 65 を制御して上述の処理又は他の処理を各部に実行させる。なお、端末コントローラ 68 は、クライアント端末 11 の図示しない各部も制御する。

20

【0094】

図 10 及び図 11 は、コーディネートシステム 1 の動作を示すフロー図である。

【0095】

最初に、図 10 の動作フロー図に関して説明する。まず、クライアント端末 11 の表示制御部 65 は、端末受信部 62 を介して、第 1 の商品の複数の候補商品を示す商品候補情報（第 1 の商品候補情報）を取得する（ステップ S10）。例えば、商品候補情報は、第 1 の商品の候補商品の商品画像であり、単数又は複数の EC サイト（第 1 の商品提供システム）から取得される。また、商品候補情報は、コーディネートサーバ 10 の画像取得部 29 により商品データベース 33 から取得されてもよい。

【0096】

30

その後、端末コントローラ 68 は、表示制御部 65 により、取得した第 1 の商品の候補商品の商品画像を表示部 67 に表示させる（ステップ S12）。そして、端末コントローラ 68 は、表示部 67 に表示された複数の第 1 の商品の候補商品の中から、端末受付部 60 を介してユーザにより選択された第 1 の商品を特定する（ステップ S14）。その後、端末コントローラ 68 は、特定された第 1 の商品を示す第 1 の商品特定情報を含む、第 1 の商品販売情報を、端末外部入出力部 63 及びネットワーク 12 を介してコーディネートサーバ 10 に送信する（ステップ S16）。

【0097】

その後、コーディネートサーバ 10 のコーディネート条件取得部 25 は、サーバ受信部 22 を介して、第 1 の商品販売情報を受信する（ステップ S18）。そして、コーディネート条件取得部 25 は、第 1 の商品販売情報に基づいて、コーディネート条件データベース 37 よりコーディネート条件を取得する（ステップ S20：コーディネート条件取得ステップ）。それから、商品群生成部 27 は、取得されたコーディネート条件に基づいて第 2 の商品の候補商品から構成される第 1 の商品群を生成する（ステップ S22：商品群生成ステップ）。

40

【0098】

次に、図 11 の動作フロー図に関して説明する。コーディネートサーバ 10 の画像取得部 29 は、商品群生成部 27 が生成した第 1 の商品群（第 2 の商品の候補商品で構成されている商品群）に関する商品画像を商品データベース 33 から取得する（ステップ S30）。その後、サーバ送信部 21 を介して、画像取得部 29 が取得した商品画像はクライア

50

ント端末 11 に送信される (ステップ S 3 2)。

【0099】

次に、クライアント端末 11 の端末コントローラ 68 は、端末受信部 62 で第 2 の商品の候補商品の商品画像を受信する (ステップ S 3 4)。そして、端末コントローラ 68 は、表示制御部 65 により第 2 の商品の候補商品の商品画像を表示部 67 に表示する (ステップ S 3 6)。

【0100】

以上で説明したように、本実施形態のコーディネートサーバ 10、コーディネートシステム 1、及びコーディネート方法によれば、コーディネート条件に基づいて、第 2 の商品の候補商品によって構成される第 1 の商品群が生成されるので、コーディネート条件の設

10

定者の意向が反映された第 2 の商品の候補商品によって構成される第 1 の商品群をユーザに提供することができる。

【0101】

(第 2 実施形態)

本発明の第 2 実施形態では、第 1 の商品がレコメンド情報に基づいてクライアント端末 11 において特定される。

【0102】

第 2 実施形態のコーディネートサーバ 10 及びクライアント端末 11 の機能構成は、図 2 及び図 9 に示した第 1 実施形態で説明を行ったものと同じであるので、説明は省略される。

20

【0103】

図 12 は、コーディネートシステム 1 の動作を示すフロー図である。

【0104】

まず、クライアント端末 11 の端末コントローラ 68 は、端末受信部 62 によりレコメンド商品を示すレコメンド商品情報を取得する (ステップ S 4 0)。ここで、レコメンド商品情報は、例えば提供元が予め設定し、ユーザに対して勧める商品に関する情報である。また、レコメンド商品情報によりユーザにレコメンドされる (勧められる) 商品は、単数でもよいし複数でもよい。さらに、レコメンド情報が設定、生成、及び記憶される場所は特に限定されず、様々な場所を採用することができる。例えば、レコメンド商品情報は、第 1 の商品提供システムからネットワーク 12 及び端末外部入出力部 63 を介して端

30

末コントローラ 68 に送信されてもよい。

【0105】

その後、端末コントローラ 68 は、レコメンド商品情報に基づいて、第 1 の商品を特定する (ステップ S 4 2)。なお、レコメンド商品情報によりレコメンドされる商品が単数の場合には、レコメンド商品情報によりレコメンドされる商品が端末コントローラ 68 により特定される。一方、レコメンド商品情報によりレコメンドされる商品が複数の場合は、ユーザがレコメンド商品の中から第 1 の商品を特定する。そして、端末コントローラ 68 は、端末送信部 61 を介して特定された第 1 の商品に基づく第 1 の商品販売情報を送信する (ステップ S 4 4)。

【0106】

40

次に、コーディネートサーバ 10 のコーディネート条件取得部 25 は、サーバ受信部 22 を介して、第 1 の商品販売情報を受信する (ステップ S 4 6)。そして、コーディネート条件取得部 25 は、第 1 の商品販売情報に基づいて、コーディネート条件データベース 37 よりコーディネート条件を取得する (ステップ S 4 8)。それから、商品群生成部 27 は、取得されたコーディネート条件に基づいて第 2 の商品の候補商品から構成される第 1 の商品群を生成する (ステップ S 5 0)。

【0107】

以上で説明したように、本実施態様は、クライアント端末 11 において、レコメンド商品である第 1 の商品が特定され、特定された第 1 の商品の基づく第 1 の商品販売情報が

50

コーディネートサーバ 10 に送信される。よって、本実施態様は、レコメンド商品である第

1の商品に基づいて生成された第1の商品群を第2の商品の候補商品としてユーザに提供することができる。

【0108】

(第3実施形態)

本発明の第3実施形態では、第1の商品がレコメンド情報に基づいてコーディネートサーバ10において特定される。

【0109】

第3実施形態のコーディネートサーバ10及びクライアント端末11の機能構成は、図2及び図9に示した第1実施形態のものと同一であるので、説明は省略される。

【0110】

図13は、第3実施形態のコーディネートシステム1の動作フロー図である。

【0111】

先ず、クライアント端末11の端末コントローラ68は、端末受信部62によりレコメンド商品を示すレコメンド商品情報を取得する(ステップS60)。そして、端末コントローラ68は、端末送信部61を介して第1の商品販売情報を送信する(ステップS62)。なお、送信される第1の商品販売情報が有する第1の商品特定情報は、レコメンド商品情報を含む。

【0112】

そして、コーディネートサーバ10のコーディネート条件取得部25は、サーバ受信部22を介して、第1の商品販売情報を取得する(ステップS64)。その後、コーディネートサーバ10のコーディネート条件取得部25は、第1の商品特定情報に含まれるレコメンド商品情報が示すレコメンド商品を第1の商品として特定する(ステップS66)。そして、コーディネート条件取得部25は、第1の商品販売情報に基づいて、コーディネート条件データベース37よりコーディネート条件を取得する(ステップS68)。それから、商品群生成部27は、取得されたコーディネート条件に基づいて第2の商品の候補商品から構成される第1の商品群を生成する(ステップS70)。

【0113】

以上で説明したように、本実施態様によれば、コーディネートサーバ10において、レコメンド商品である第1の商品が特定され、特定された第1の商品に基づいてコーディネート条件が取得され、そのコーディネート条件に基づいて第1の商品群が生成される。これにより、本実施態様は、コーディネートサーバ10において特定されたレコメンド商品である第1の商品に基づいて生成された第1の商品群を第2の商品の候補商品としてユーザに提供することができる。

【0114】

(第4実施形態)

本発明の第4実施形態では、第2の商品がコーディネートサーバ10において特定される。

【0115】

なお、第4実施形態のクライアント端末11の機能構成は、図9に示した第1実施形態のものと同一であるので、説明は省略される。

【0116】

図14は、第4実施形態のコーディネートサーバ10の機能構成例を示すブロック図である。なお、図2で示した機能構成例と同じブロックは同じ符号を付し説明は省略する。

【0117】

図14に示すコーディネートサーバ10の機能構成例を示すブロック図は、図2で示す機能構成例を示すブロック図と比較して、第2の商品特定部76が追加されている。また、第2の商品特定部76は、商品群生成部27と画像取得部29との間に設置される。

【0118】

第2の商品特定部76は、第1の商品群を構成する第2の商品の候補商品の中から第2の商品を特定する。すなわち、第2の商品特定部76は、商品群生成部27により生成さ

10

20

30

40

50

れた第2の商品の候補商品から構成される第1の商品群において、第2の商品を特定する。第2の商品特定部76は、様々な情報や設定に基づいて第2の商品を特定することができる。例えば、第2の商品特定部76は、第2の商品に関するレコメンド情報により第2の商品を特定してもよいし、ユーザのコーディネートサーバ10の使用履歴から第2の商品を特定してもよい。なお、ユーザのコーディネートサーバ10の使用履歴は、例えば商品データベース33に商品と関連させて記憶されている。

#### 【0119】

図15は、本態様のコーディネートシステム1の動作フロー図である。なお、図15では、図11と同様に商品群生成部27が第1の商品群を生成した後のコーディネートシステム1の動作が示されている。

10

#### 【0120】

コーディネートサーバ10の第2の商品特定部76は、商品群生成部27が生成した第1の商品群の中から第2の商品を特定する(ステップS80)。その後、画像取得部29は、第2の商品特定部76が特定した第2の商品に基づいて第2の商品の商品画像を商品データベース33から取得し、取得した商品画像をクライアント端末11に送信する。(ステップS82)。

#### 【0121】

次に、クライアント端末11の端末コントローラ68は、端末受信部62で第2の商品の商品画像を受信する(ステップS84)。そして、端末コントローラ68は、表示制御部65で第2の商品の候補商品の商品画像を表示部67に表示する(ステップS86)。

20

#### 【0122】

以上で説明したように、本実施態様では、第2の商品がコーディネートサーバ10において特定され、第2の商品の画像がクライアント端末11に送信される。

#### 【0123】

(第5実施形態)

本発明の第5実施形態では、QRコード(登録商標)、バーコード、及びARマーカ(Augmented Realityマーカ)等の第1の商品特定画像を読み取ることにより、コーディネートサーバ10に第1の商品販売情報を送信する。

#### 【0124】

なお、第5実施形態のコーディネートサーバ10の機能構成は、図2に示した第1実施形態のものと同じであるので、説明は省略される。

30

#### 【0125】

図16は、第5実施形態のクライアント端末11の機能構成例を示すブロック図である。なお、図9で示した機能構成例と同じブロックは同じ符号を付し説明は省略する。

#### 【0126】

図16に示したクライアント端末11の機能構成例を示すブロック図では、図9に示したクライアント端末11の機能構成例を示すブロック図と比較して、画像解析部78及び画像読取部80が追加されている。なお、画像解析部78及び画像読取部80は端末コントローラ68に制御され、画像解析部78は端末送信部61に接続されている。

#### 【0127】

画像読取部80は、第1の商品特定画像を読み取ることができる。例えば、画像読取部80はカメラやバーコードリーダ等で構成される。画像読取部80で読み取られた第1の商品特定画像は、画像解析部78に送信される。なお、第1の商品特定画像は、様々な場所に付されており、例えば伝票やレシートに付されていてもよいし、広告等に付されていてもよい。

40

#### 【0128】

画像解析部78は、画像読取部80が読み取った第1の商品特定画像を解析することで第1の商品販売情報を取得する。具体的には、画像解析部78は、第1の商品特定画像を解析することにより、第1の商品の商品ID又はレコメンド情報を取得し、さらにコーディネート条件又は提供元情報を取得する。そして、画像解析部78は、取得した第1の商

50

品販売情報を端末送信部 61 によりコーディネートサーバ 10 に送信する。

【0129】

以上で説明したように本実施形態によれば、第1の商品特定画像を利用して第1の商品を特定しコーディネートを行うことを実現することができる。

【0130】

本発明の例に関して説明してきたが、本発明は上述した実施の形態に限定されず、種々の変形が可能であることは言うまでもない。

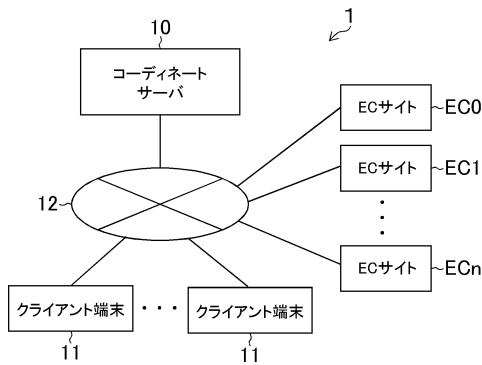
【符号の説明】

【0131】

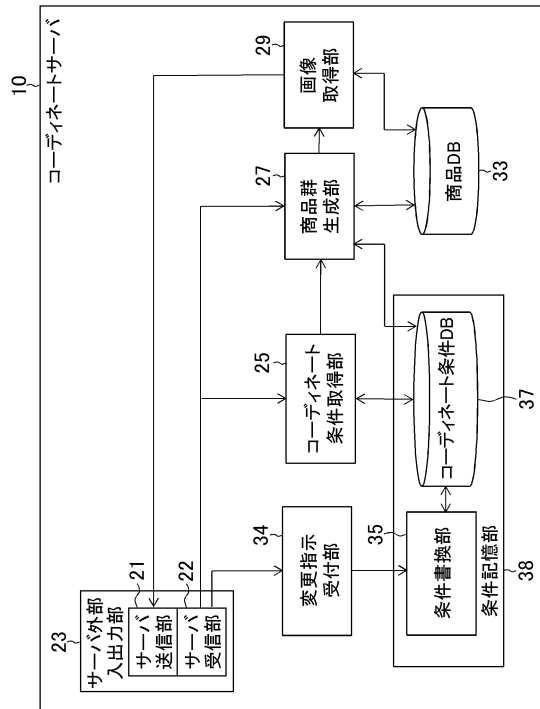
1 ... コーディネートシステム、 10 ... コーディネートサーバ、 11 ... クライアント端末、 12 ... ネットワーク、 21 ... サーバ送信部、 22 ... サーバ受信部、 23 ... サーバ外部入出力部、 25 ... コーディネート条件取得部、 27 ... 商品群生成部、 29 ... 画像取得部、 33 ... 商品データベース、 34 ... 変更指示受付部、 35 ... 条件書換部、 37 ... コーディネート条件データベース、 38 ... 条件記憶部、 60 ... 端末受付部、 61 ... 端末送信部、 62 ... 端末受信部、 63 ... 端末外部入出力部、 65 ... 表示制御部、 67 ... 表示部、 68 ... 端末コントローラ、 72 ... コーディネート可能画像、 76 ... 第2の商品特定部、 78 ... 画像解析部、 80 ... 画像読取部

10

【図1】



【図2】



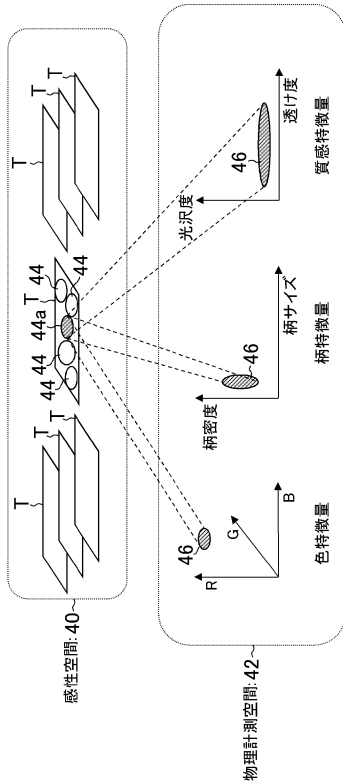
【 図 3 】

提供元情報	条件	無制限条件	提供元条件	ブランド条件	価格条件	在庫条件
A社サイト	無し	無し	無し	無し	無し	無し
B社サイト	無し	無し	D社	無し	無し	無し
C社サイト	有り	有り	-	-	-	-
D社サイト	無し	無し	B社	ブランドα 及び ブランドβ	5000円以下	無し
B社(QR)	無し	無し	無し	無し	無し	無し
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.

【 図 4 】

商品ID	カテゴリ	商品画像	デザイン特徴量						ECサイト(店舗)	ブランド	在庫	サイズ	価格
			色	柄	形	質感	感性的語	その他					
AAA... (社 取り扱い 商品)	トップス		H=... S=... V=...	柄サイズ... 柄密度...	襟の形状 Vネック	光沢度... 透け度...	カジュアルな	EC2	α	残り 3点	M	...	
BBB... (社 取り扱い 商品)	ハット		H=... S=... V=...	柄サイズ... 柄密度...	細さ高さ	光沢度... 透け度...	エレガント	EC6	β	残り 1点	フリー	...	
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	

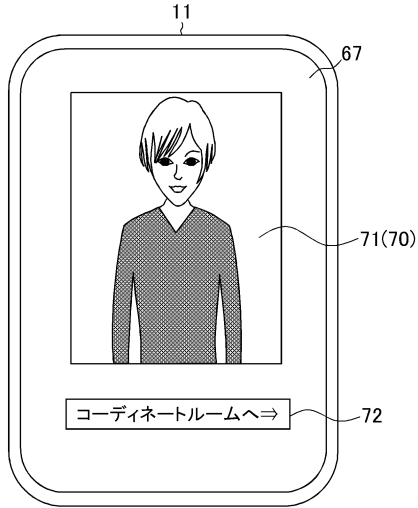
【 図 5 】



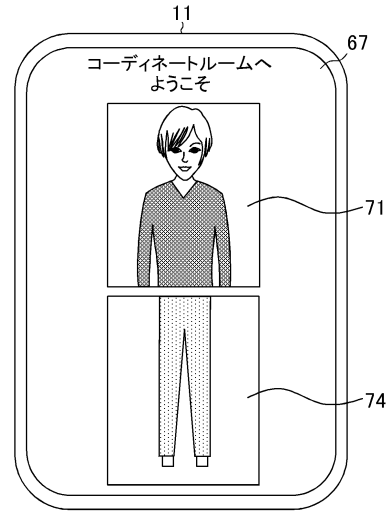
【 図 6 】

提供元情報	条件	無制限条件	提供元条件	ブランド条件	価格条件	在庫条件
A社サイト	無し	無し	無し	ブランドα 及び ブランドβ	20000円以上	無し

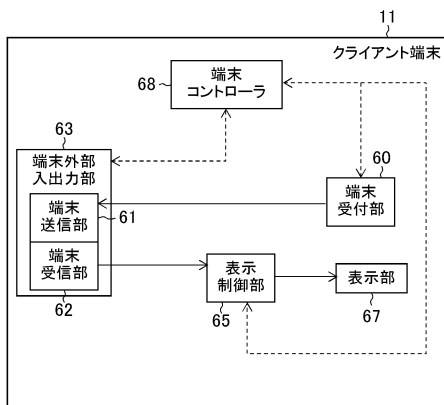
【図7】



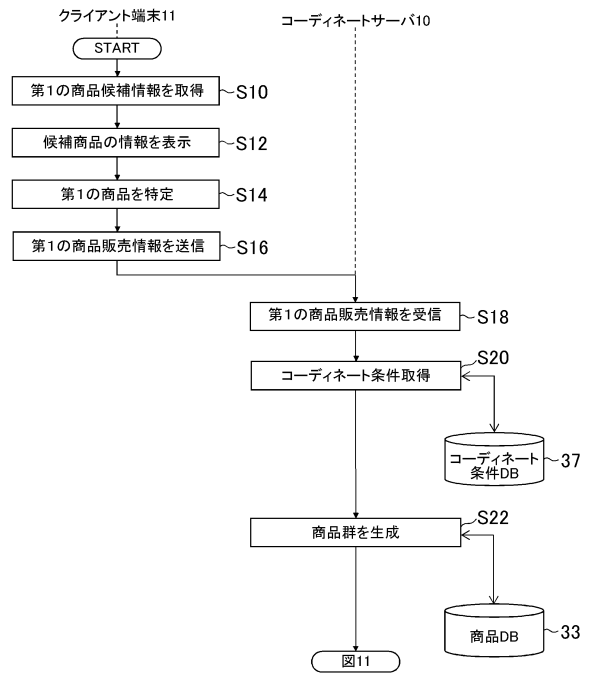
【図8】



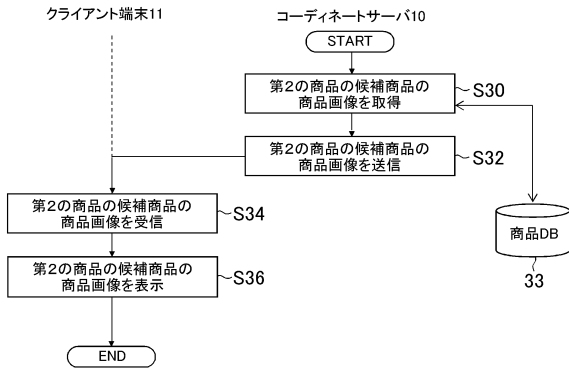
【図9】



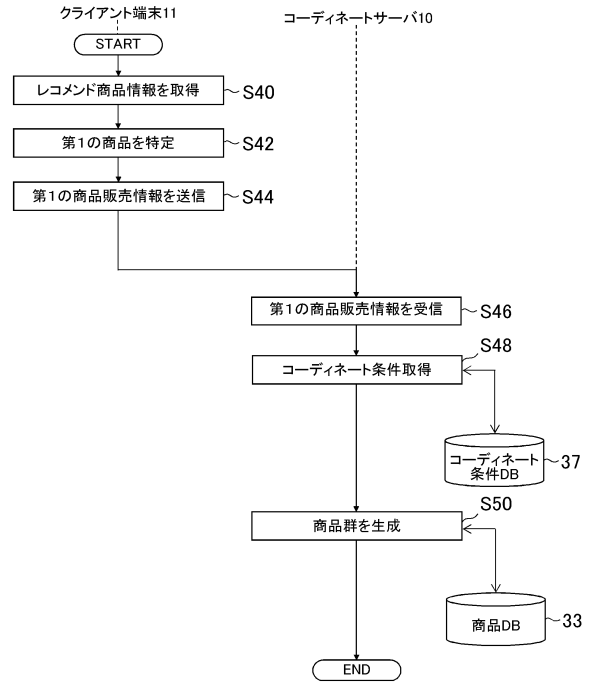
【図10】



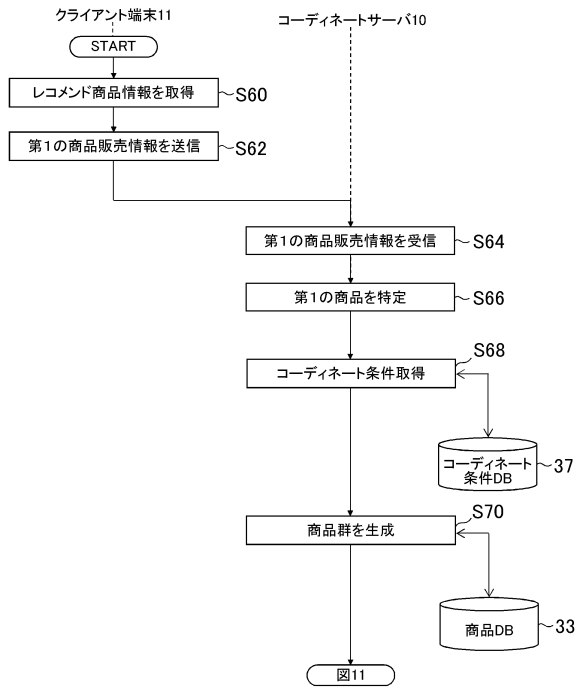
【図11】



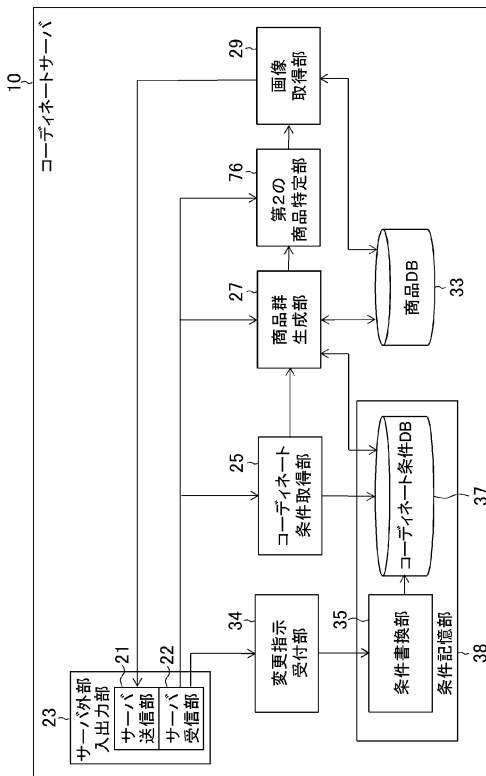
【図12】



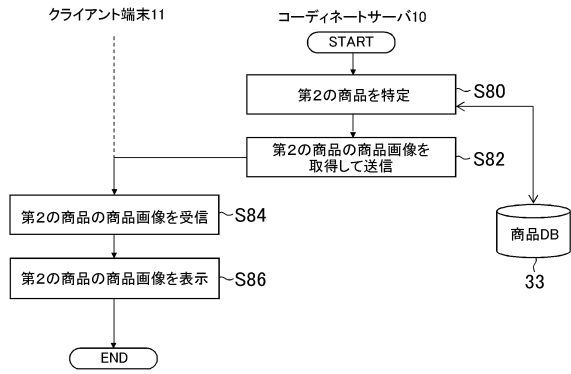
【図13】



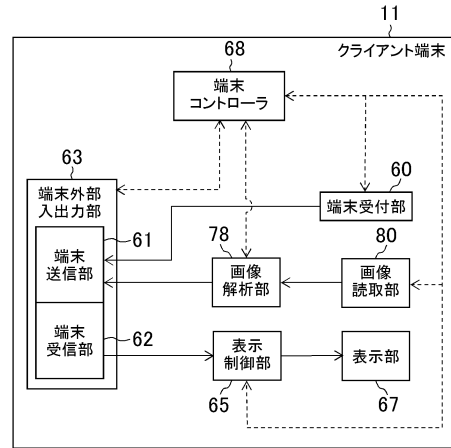
【図14】



【図15】



【図16】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2012-155550(JP,A)  
特開2013-210970(JP,A)  
特開2004-171275(JP,A)  
特開2014-241123(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G06Q 10/00-99/00